

## 6. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項 目	平成 20 年度 第 3 四半期会計期間末	平成 19 年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3,060,357	4,362,436
基金等	494,303	501,945
価格変動準備金	129,960	212,310
危険準備金	539,406	716,995
一般貸倒引当金	2,223	2,072
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	502,686	1,595,237
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	431,292	434,838
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	749,476	680,029
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
控除項目	—	—
その他	111,007	119,007
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	560,717	663,907
保険リスク相当額 R <sub>1</sub>	132,467	136,132
第三分野保険の保険リスク相当額 R <sub>8</sub>	53,546	55,121
予定利率リスク相当額 R <sub>2</sub>	82,368	89,800
資産運用リスク相当額 R <sub>3</sub>	425,508	523,021
経営管理リスク相当額 R <sub>4</sub>	14,002	16,201
最低保証リスク相当額 R <sub>7</sub>	6,220	6,003
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,091.5%	1,314.1%

- (注) 1. 平成 19 年度末については、保険業法施行規則第 86 条および第 87 条ならびに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しています。平成 20 年度第 3 四半期会計期間末については、これらの規定に準じて当社が合理的と判断する方法で算出しています。
2. 「控除項目」は、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条の 2 に規定する他の保険会社または保険業法第 106 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる子会社等の資本調達手段について、意図的な保有相当額があればこれを記載しますが、当社では該当項目はありません。
3. 「最低保証リスク相当額」は、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 2 条第 4 項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。